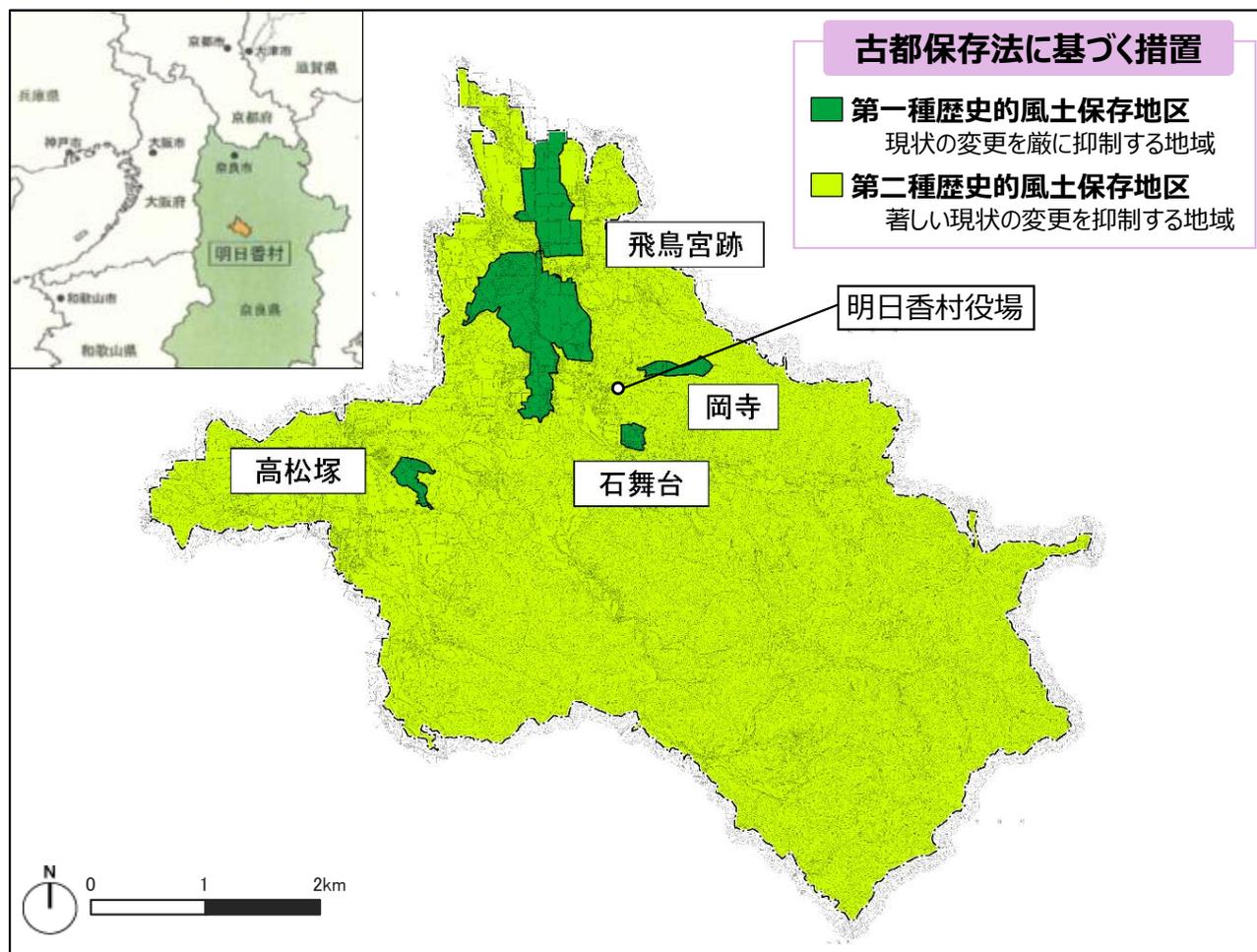


明日香村の歴史的風土の保存等に係る 古都法指定以降の取組について

明日香村における歴史的風土の保存について

- 明日香村は、古都保存法（昭和41年制定）、明日香法（昭和55年制定）に基づき、全村にわたる土地利用規制を行う一方、明日香村整備計画（奈良県作成）等に基づき、歴史的風土の保存や住民生活の安定向上に資する事業を国が支援することにより、歴史的風土が良好に保存されている。
- 「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」（令和5年度：1.6億円）による支援のほか、国営公園の整備等により、地方創生や地域活性化を後押ししている。



土地利用規制の状況

明日香法に基づく措置

明日香村整備基本方針（R2.1）
（国土交通大臣決定）

明日香村整備計画（第5次 R2～11年度）
（奈良県知事作成、国土交通大臣同意）

明日香村整備基金（S55～）

補完措置

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金
（H12～）

明日香村における歴史的風土保存等の取組の経緯

年	事 項
昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 古都保存法の制定（議員立法） ○ 明日香村を同法に基づく「古都」に指定
昭和45年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風土及び文化財の保存措置：歴史的風土保存区域等の拡張 ・ 保存措置に伴う環境の整備 道路・河川・ごみ処理場等の整備、国営飛鳥歴史公園・歴史資料館等の整備、飛鳥保存財団の設置
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高松塚周辺地区が国営公園として整備決定（閣議決定）
昭和54年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「明日香村における歴史的風土の保存と地域住民の生活との調和を図るための方策について」諮問（内閣総理大臣→歴史的風土審議会） ○ 特別の立法措置の必要性等について答申
昭和55年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明日香法を制定 ○ 同法に基づき「第1次明日香村整備計画」を策定（～平成元年度まで）
平成 2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2次明日香村整備計画の策定（～平成11年度まで）
平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次明日香村整備計画の策定（～平成21年度まで） ○ 「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設
平成13年	<ul style="list-style-type: none"> ○ キトラ古墳周辺地区が国営公園として整備決定（閣議決定）
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4次明日香村整備計画の策定（～令和元年度まで）
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ○ キトラ古墳周辺地区の開園
令和 2年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5次明日香村整備計画の策定（～令和11年度まで）

明日香村の「古都」指定

- ・ 昭和41年5月の歴史的風土審議会において、古都保存法第2条の「政令で定めるその他市町村」として古都の指定を検討する都市について、下表のような基準が示された。
- ・ 明日香村も、以下の要件を満たしていたことから、昭和41年7月古都に指定された。

■政令都市の指定基準（S41.5.30 第2回歴史的風土審議会）

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する。	明日香村の指定基準への適合状況
第1 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。	天理市、橿原市、桜井市とともに、6世紀から8世紀初頭の政治の中心地であった。
第2 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。	数多くの歴史的文化的資産があるほか、大和三山及び背後の丘陵と一体となった自然的環境が存在する。
第3 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯のおそれがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。	大阪都市圏の範囲にあり、団地の開発等による歴史的風土の侵犯が懸念された。

御井敬三氏 「声の直訴状」

- ・明日香法の制定の背景には、明日香村の歴史的な重要性について説いた御井敬三氏による「声の直訴状」が松下幸之助氏を介して、佐藤栄作首相に届けられたことが挙げられる。



御井敬三(みい けいぞう)氏
和歌山県出身
大阪市在住の後、明日香村に在住
東洋医学研究家 漢方医・鍼灸師
飛鳥塾塾長

昭和45年1月、「明日香の保存を訴える」佐藤首相への手紙を松下幸之助氏に託す
(松下氏がテープに吹き込むことを提案)

「明日香の古京を逍遙すれば誰しも日本のこの国が如何にして形成され、如何なる経路を辿ってきたかを回想せずにはおられないでしょう」

「日本民族のふるさととも言うべき明日香の自然と風物、世界に誇るべき貴重な史跡はどんなことがあっても守られなければなりません」

「明日香を守るというよりも、これによって国民精神の作興を図るとなれば、どうしても『飛鳥古京法』というような別の法令によって、明日香を日本人の精神のふるさととして村民の生活保障を含めた建設的な処置が取られなければならないでしょう」



～ 佐藤栄作首相のことば ～

「知らなかった。これでは総理とはいえないな。」 (松下氏との懇談会でテープを聴いた後に)

「ありがとうございます。あなたのおかげで明日香に来ることができました。長生きしてください。」 (視察の際に御井氏へ)

「身近に寄せる開発の波にもめげず、明日香村民の皆さんはよくこれまで辛抱し、保存してくれました。」 (視察の際に岸下村長へ)

閣議決定（昭和45年12月18日）

「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」

昭和45年の閣議決定によって、明日香村では、「歴史的風土及び文化財の保存措置」として保存区域の拡大がなされたと同時に、「保存措置にともなう環境の整備」として道路・河川等のハード整備や国営公園の整備等が実施された。

■実施内容

○歴史的風土及び文化財の保存措置

- ・ 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の拡大

○保存措置にともなう環境の整備

- ・ 住民の生活環境の整備（道路・河川・ゴミ処理場他）
- ・ 歴史的風土及び文化財の保存・活用環境の整備

都市公園：国営飛鳥歴史公園の設置

歴史資料館：奈良文化財研究所 飛鳥資料館の設置

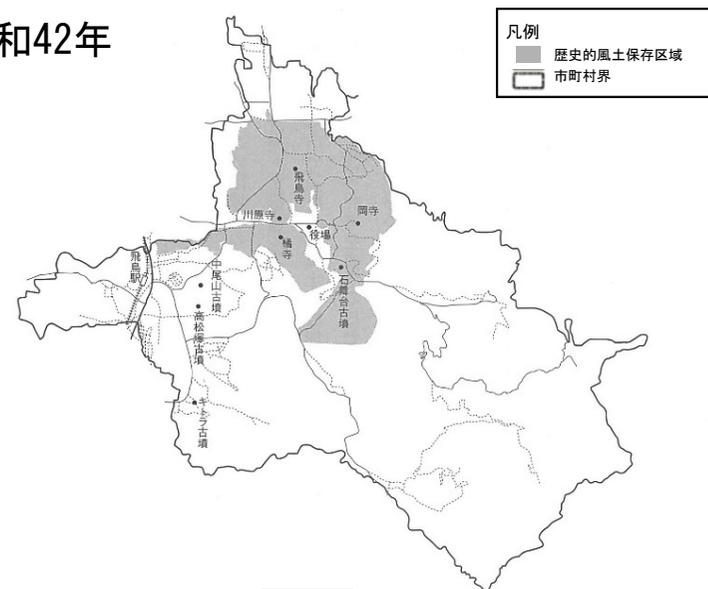
宿泊研修施設：祝戸荘の整備

- ・ その他（当該決定に伴う財団法人の設置）

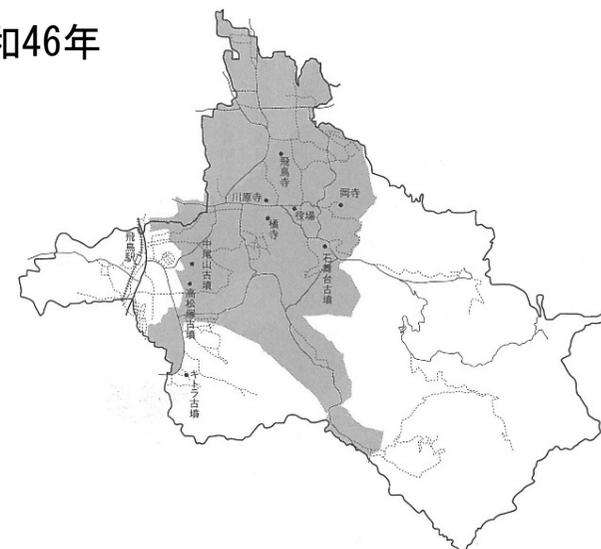
飛鳥保存財団の設置

■歴史的風土保存区域の拡大の経緯

昭和42年



昭和46年



明日香法の制定(昭和55年5月26日)

昭和54年7月の歴史的風土審議会の答申を受け、明日香法が制定され、村全域を歴史的風土特別保存地区に相当する地区として、歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活の安定を図るための措置が講じられている。

○歴史的風土の保存

・明日香村歴史的風土保存計画が定められ、村全域が、現状の変更を厳しく規制する第1種歴史的風土保存地区と、著しい現状の変更を抑制する第2種歴史的風土保存地区に指定され、それぞれ県知事の許可制により開発行為等の規制が行われている。

○住民生活の安定と向上

・歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るため、明日香村整備計画が策定され、公共施設の整備に関する事項、文化財の保護に関する事項、地域振興に関する事項等が定められている。

・歴史的風土の保存を図るための事業等の財源として、明日香村整備基金が設けられ、運用益を歴史的風土保存事業等に活用している。

明日香村の歴史的風土のイメージ



和風建築以外は厳しく規制され、歴史的風土が良好に保存されている

明日香法に基づく施策の概要

歴史的風土保存と住民生活の調和を図るための措置

明日香村整備基本方針（第5次 R2年度）
（国土交通大臣決定）

意見 ←

社会資本整備審議会

明日香村整備計画（第5次 R2～11年度）
（奈良県知事作成、国土交通大臣同意）

意見 ←

明日香村整備基金31億円（国24億、県6億、村1億）

- 国が明日香村に補助をして基金設立
- 運用益を歴史的風土保存事業等に活用

歴史的風土保存のための土地利用規制等

明日香村歴史的風土保存計画
（国土交通大臣決定）

歴史的風土特別保存地区に関する
都市計画決定（奈良県知事決定）

- 歴史的風土特別保存地区
 - ・ 第1種歴史的風土保存地区
現状の変更を厳に抑制する地域
 - ・ 第2種歴史的風土保存地区
著しい現状の変更を抑制する地域
- 建築物の新築等一定の行為は、知事の許可が必要



土地の買入れ等（古都保存法）

- 不許可処分に対し、損失補償・土地の買入れ
- 土地の買入れ、保存施設整備等に対し、国が補助

その他の措置

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金

- 基金運用益の低下も踏まえ、明日香村の歴史的風土を創造的に活用していくための支援として交付金を創設
- 予算額

平成12～16年度	国費 1.0億円
平成17～21年度	国費 1.1億円
平成22～令和元年度	国費 1.5億円
令和 2～ 6年度	国費 1.6億円

 （令和6年度 国費1.6億円）

国営公園の整備

祝戸、石舞台、甘櫨丘、高松塚周辺、キトラ古墳周辺の5地区（59.9ha）が平成28年までに概成開園している。

明日香村歴史的風土保存計画

明日香村全域にわたって歴史的風土特別保存地区が定められており、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、2種に区分されている。
都市計画法に基づく風致地区制度による土地利用規制も行われている。

(前文) 歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配慮しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。

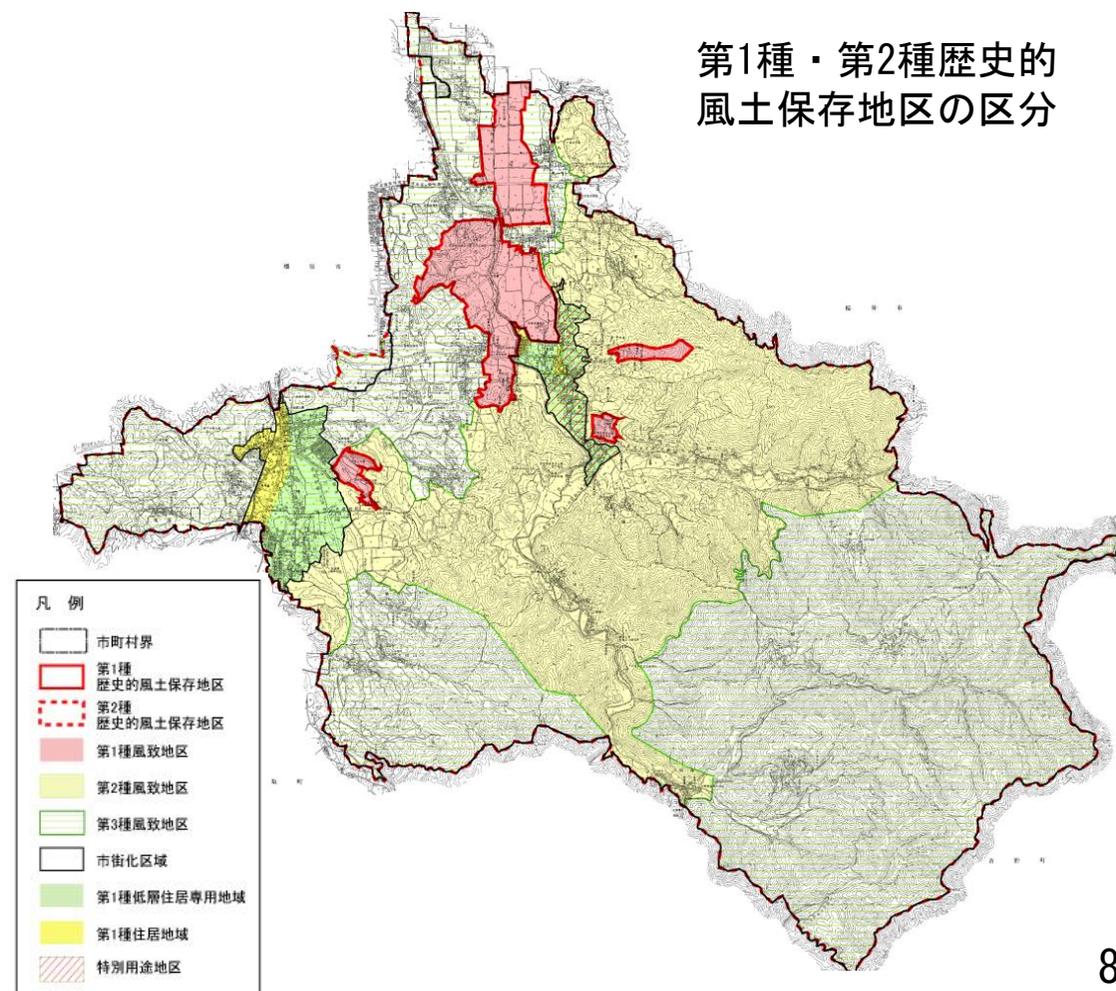
○第1種歴史的風土保存地区 (125.6ha)

- ・重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上枢要な部分を構成している地域。
- ・現状の変更を厳に抑制し、その状態において歴史的風土の維持保存を図る。

○第2種歴史的風土保存地区 (2,278.4ha)

- ・第1種歴史的風土保存地区の周囲にあってこれと一体となって歴史的風土を形成している地域、
- ・随所に所在する重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして歴史的風土を形成している地域、
- ・重要な歴史的文化的遺産の背景をなして明日香村における歴史的風土を形成している地域等。
- ・集落や農地等を含むエリアにおいて、住民生活との調和を図りつつ、著しい現状の変更を抑制し、歴史的風土の維持保存を図る。

第1種・第2種歴史的風土保存地区の区分



明日香村整備基本方針(R2.1)の概要

1 整備計画作成の意義

明日香村は、飛鳥時代の歴史的文化的遺産と自然的環境や農村環境、歴史的な町並み、祭礼・行事等が一体となって特色ある歴史的風土を形成している。人口減少や少子高齢化、地域産業の伸び悩みといった課題の中で、世界に誇るべき歴史的風土を次世代へ引き継いでいくため、令和2年度以降も歴史的風土の保存と調和のとれた総合的計画作成が必要。

2 整備計画の期間

令和2年度 ~ 令和11年度
(10年間)

3 整備計画の基本的方向

(1) 整備計画作成にあたっての基本理念

以下の各点を基本理念として念頭に置くとともに、立ち遅れた公共施設の整備水準の向上を最優先する段階から、地域の実情に応じた望ましい発展を目指す段階にあることを鑑み、明日香村の主体性を活かし、村の自立性を高めていくことが必要。

①歴史的風土の再評価と国内外への訴求力向上

②農村環境の動的保存と祭礼行事の活性化

③農業・観光業の振興による雇用拡大等を通じた定住環境整備

④先端技術の活用を通じた新たな価値の創出

国・県・村の連携とともに、民間事業者や関係団体との役割を再整理した上で、行政も含めた連携・協働を推進

(2) 整備等の方向

基本理念を具現化するため、以下の5つの観点から各種施策を位置づけ、推進を図る。

①明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進

②営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全

③地域の祭礼行事・伝承芸能の継承・発展

④明日香らしさが体感できる観光振興

⑤村民が定住できる生活環境基盤の整備

(3) 諸計画との整合性等

既存の諸計画との整合性を保つよう配慮する。

(4) その他の留意事項

社会経済情勢の推移や遺跡調査の進捗に応じた弾力的な運営を図る・基礎的データの収集・調査・アーカイブ化を進めるなど、計画事業の効果的な実施に配慮する。

明日香村整備基本方針・整備計画の概要

明日香村整備基本方針 S55

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針 H2

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針 H12

- ・歴史的風土の創造的活用
- ・農林業基盤整備等の充実
- ・農商工にわたる総合的な施策展開
- ・生活環境の整備の推進
- ・遺跡調査等の推進

明日香村整備基本方針 H22

- ・歴史展示の推進
- ・歴史的風土の維持・向上
- ・歴史的風土等を活用した地域活力の向上
- ・生活環境基盤整備の推進

第1次整備計画 (S55~H1)

生活環境、産業基盤等を総合的に整備



小学校校舎の整備

園場整備

第2次整備計画 (H2~H11)

健康で住みよい村づくり



健康福祉施設の整備

河川護岸整備

第3次整備計画 (H12~H21)

歴史風土を創造的に活用



万葉文化館の整備

明日香夢市の整備

第4次整備計画 (H22~R1)

歴史展示の推進



飛鳥京跡苑池の整備

オーナー制度の推進

明日香村整備基本方針 (R2.1)

- ①明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進
- ②営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全
- ③地域の祭礼行事・伝承芸能の継承・発展
- ④明日香らしさが体感できる観光振興
- ⑤村民が定住できる生活環境基盤の整備

第5次明日香村整備計画 (R2~R11)

- (1) 国家基盤が形成された明日香の地にふさわしい歴史展示の推進
- (2) 営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全
- (3) 地域の祭礼行事や伝承芸能の継承・発展
- (4) 国内外の来訪者が明日香らしさを体感できる観光交流の振興
- (5) 村民が定住できる生活環境基盤の整備

重層的に育まれてきた多様な歴史文化資源を有機的に連携させ、国内外への訴求力を高めて、明日香の特色を活かした保存・活用施策を展開



先端技術を活用した歴史展示



農産物加工品の開発



伝承芸能の継承



戦略的なプロモーション



定住の促進

明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金の概要

背景と課題

明日香法制定と基金設置（S55）

- 国家的財産である歴史的風土を保存するため、昭和55年に明日香法が制定され、村全域の土地利用を厳しく規制
- 奈良県が作成する明日香村整備計画に基づく取組を推進するため、きめ細かな事業財源として「明日香村整備基金」を設置（国24億円、県6億円、村1億円）

交付金の創設（H12）

- 基金運用益の低下を踏まえ、「明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金」を創設
 - 平成17、22年度には、基金運用益の更なる低下も踏まえ支援を拡充
 - 令和2年度には、民間企業等との連携による地域活性化などの新たな取組を支援するため拡充
- H12～ 100百万円／H17～ 110百万円／H22～ 150百万円／
H27～ 150百万円／R2～ 160百万円

支援内容

- 明日香法に基づき国土交通大臣が定めた「明日香村整備基本方針」を踏まえ、明日香村が作成した「明日香村歴史的風土創造的活用事業計画（令和2～6年度）」に基づき、6つの方針に係る村の主体的な取組を支援。



歴史文化学習の推進

村内に点在する遺跡等を結ぶネットワーク道路の改修により、来訪者が周遊できる環境を整備。



景観の創出

住宅等について、古都保存法や明日香村景観計画に基づく意匠・形態・色彩・材質等の規制に合致させるための修景を助成。



地域産業の振興

地元の農産物を活用した特産品開発への支援など、地域活力の向上につながる地域産業の振興を推進。



国民啓発の推進

発掘成果の展示や講演会などにより、飛鳥の歴史的文化的遺産の価値を広く国民に啓発。



観光・交流による魅力向上

観光来訪者と村民の交流の促進を図るため、イベントの企画・実施し、観光来訪者をターゲットとした戦略的なプロモーションを推進。



民間企業等との連携による地域活性化（R2～）

観光産業及び地域経済の活性化を図るため、民間事業者による空き家や既存住宅のリノベーションに対する支援、企業・ボランティア団体等の受入体制の充実を図り、多様な団体との連携による歴史的風土の保存と活用を推進。

明日香村整備基金の概要

明日香村整備基金は、「明日香村特別措置法」第8条各号に掲げる事業を円滑に実施するため、「明日香村整備基金条例」に基づき、「地方自治法」第241条の基金として設置された。基金の運用にあたっては、明日香法第8条に規定する事業に必要な経費として毎年度の運用益を充当している。

○基金の造成

(造成年度) 昭和55年度～昭和59年度 (造成金額) 総額31億円 (国24億円、県6億円、村1億円)

○基金対象事業と成果

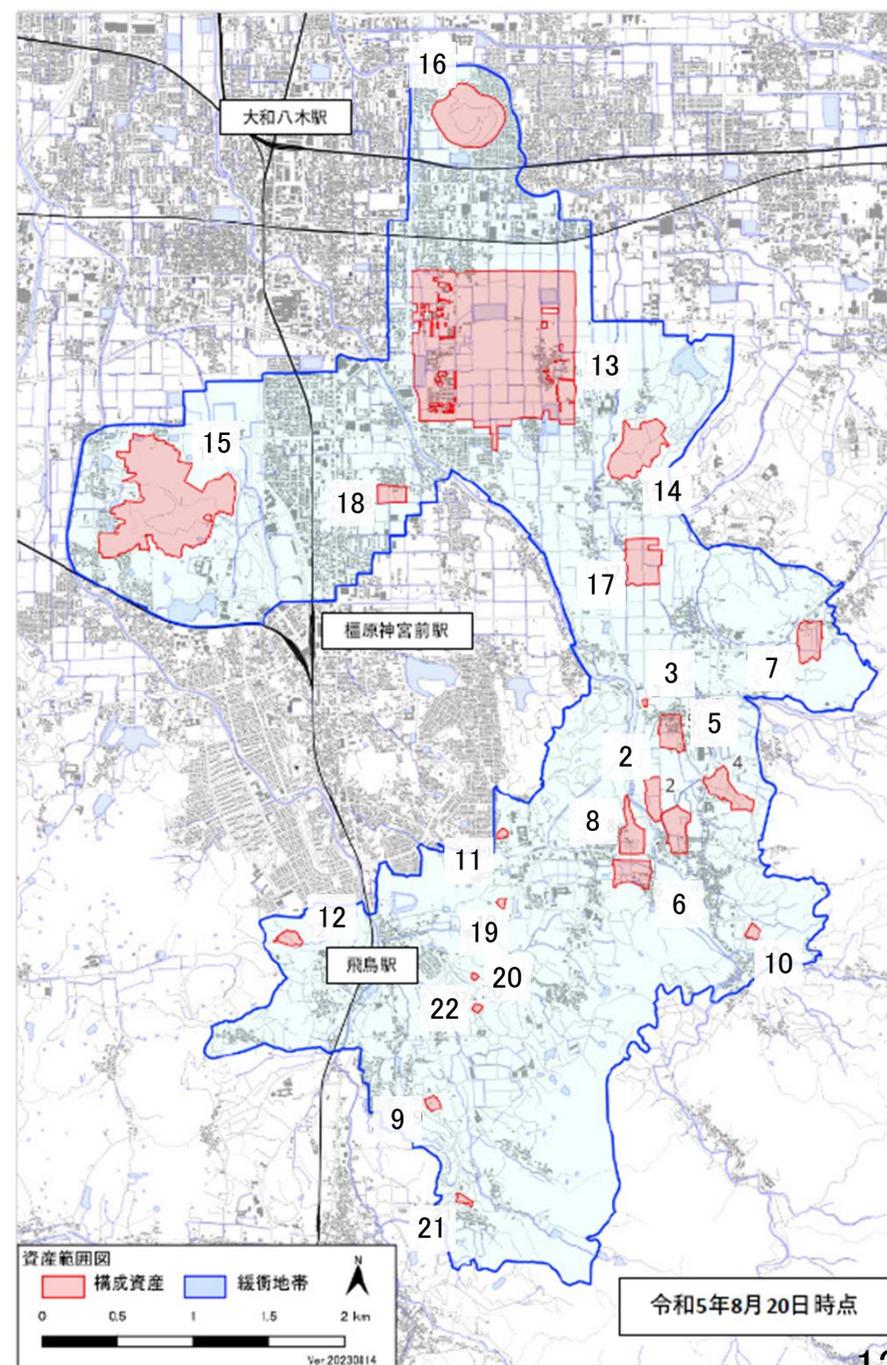
<p>歴史的風土の保存を図るために行われる事業 (法第8条第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落コミュニティ育成事業、集落コミュニティ活動事業、環境美化対策事業等 	 <p>伝統行事の育成及び運営</p>	 <p>美しい集落景観づくり</p>
<p>土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業 (法第8条第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築相談員、古都法申請手続き助成事業、建築物の新造改築助成事業等 	 <p>家屋の屋根・外壁への助成</p>	 <p>塀の屋根・外壁への助成</p>
<p>住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業で歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの(法第8条第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林家負担軽減事業、優良農林産物等奨励事業、集落環境整備事業等 	 <p>集会所の整備</p>	 <p>農産物の品評会の実施</p>

世界遺産登録への取り組みの推進について

初めて中央集権国家が誕生したことを示す文化資産。当時の東アジアにおける緊迫した情勢における中国・朝鮮半島との政治的・文化的交流の所産である。中国（隋・唐）の「律令制度」を模範とした独自の法体系と中央集権体制に基づいた宮都が実現したことを、飛鳥から藤原への宮都の変遷を示す22件の構成資産で表している。



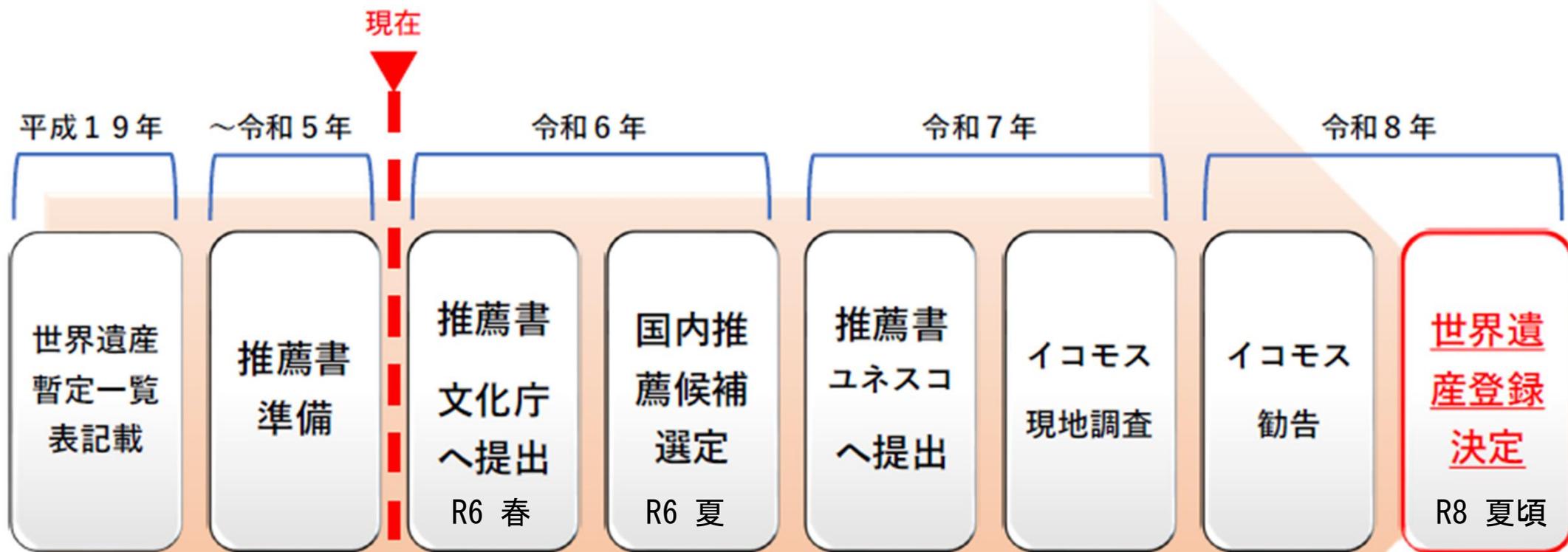
構成資産候補			
01 飛鳥宮跡	宮殿・官衙跡	12 牽牛子塚古墳	墳墓
02 飛鳥京跡苑池	宮殿・官衙跡	13 藤原宮跡・藤原京朱雀大路跡	宮殿・官衙跡
03 飛鳥水落遺跡	宮殿・官衙跡	14 香具山	宮殿・官衙跡
04 酒船石遺跡	宮殿・官衙跡	15 畝傍山	宮殿・官衙跡
05 飛鳥寺跡	仏教寺院跡	16 耳成山	宮殿・官衙跡
06 橘寺跡	仏教寺院跡	17 大官大寺跡	仏教寺院跡
07 山田寺跡	仏教寺院跡	18 本業師寺跡	仏教寺院跡
08 川原寺跡	仏教寺院跡	19 天武・持統天皇陵古墳	墳墓
09 檜隈寺跡	仏教寺院跡	20 中尾山古墳	墳墓
10 石舞台古墳	墳墓	21 キトラ古墳	墳墓
11 菖蒲池古墳	墳墓	22 高松塚古墳	墳墓



世界遺産登録への取り組みの推進について

- ・現状での進捗として、文化庁への推薦書（素案）の提出準備を進めているほか、海外の専門家による推薦書（素案）についての助言を踏まえ、令和6年の文化庁文化審議会での国内選定を目指している。
- ・現在の課題として、5つの項目「①文化財の追加指定等、②関係省庁、自治体等の連携体制、バッファラーを含めた共通認識の構築、③普遍的価値の更なる精査、④世界的価値の国際的な理解、⑤包括的な整備・活用方針の策定」が文化庁文化審議会から指摘を受けている。

※スケジュールは例年どおりの場合の想定です。



※イコモスとは、国際記念物遺跡会議のことで、文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織（NGO）です。ユネスコの諮問機関として、世界文化遺産登録の審査を行います。

【参考】古都保存事業の概要(社会資本整備総合交付金)

古都保存法に基づく古都保存事業は、歴史的風土特別保存地区内の土地の買入れ、損失の補償及び歴史的風土保存計画に基づく施設の整備を行うことにより、歴史的風土の適切な保存を図るものであり、国庫補助がなされている。

■ 交付対象事業の要件

○ 交付対象範囲

歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区（第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区を含む）内の土地

○ 事業内容

a) 土地の買入れ

以下の要件に該当する事業対象内の土地の買入れ。

- ①歴史的風土特別保存地区の土地で歴史的風土の保存上必要があると認められるものについて、行為の許可が得られないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより、当該土地を買い取るべき旨の申し出があった場合。
- ②歴史的風土保存区域内の土地において、歴史的風土の保存上必要があると認められる場合（①による買入れを除く。）。
ただし、歴史的風土保存区域内で歴史的風土特別保存地区以外の区域における土地の買入れについては、買入れ後速やかに歴史的風土特別保存地区として指定するものにかぎる。

b) 損失補償

歴史的風土特別保存地区内において、行為許可が得られないため損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償。

c) 歴史的風土保存施設の整備

歴史的風土保存区域内の土地において、歴史的風土の適正な保存を図るための必要な施設の整備で次に掲げるものの整備。

- ①防火施設 ②土砂崩壊防止施設 ③景観保全のための植栽 ④防火・病虫害防除維持管理上の道路
- ⑤立入防止柵、標識等の管理施設 ⑥散策路・園地 ⑦ベンチ ⑧休憩所 ⑨公衆便所 ⑩解説板 ⑪駐輪場
- ⑫水質保全のための水辺周辺施設 ⑬電線地中化

d) 景観阻害物件の除却

歴史的風土保存区域内における景観の維持・向上を図るため、買入れ地において、歴史的風土保存施設の整備と併せて行う景観阻害物件の除却。

■ 国費率

土地の買入れ・損失補償 7/10(1/2)※ 施設整備・景観阻害物件の除却 1/2 ※ () は明日香第2種歴史的風土保存地区

【参考】国営飛鳥歴史公園の概要

国営飛鳥歴史公園は、飛鳥地方の歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策の一環として整備を進め、祝戸、石舞台、甘樫丘、高松塚周辺、キトラ古墳周辺地区の5地区（59.9ha）が概成開園している。

●甘樫丘地区（25.1ha）

蘇我蝦夷・入鹿の邸宅があったとされる甘樫丘に、飛鳥古京・大和三山が望める展望広場や散策園路を整備。



大和三山を望む展望広場



●石舞台地区（4.5ha）

蘇我馬子の墓と伝えられる石舞台古墳を中心に、周囲の棚田地形を活かした芝生広場などを整備。



石舞台古墳

●高松塚周辺地区（9.1ha）

飛鳥を代表する壁画古墳である高松塚古墳を中心に周辺の芝生広場などを整備。国営飛鳥歴史公園館や国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設（文化庁）などが設置されている。



高松塚古墳

●キトラ古墳周辺地区（13.8ha）

キトラ古墳周辺環境の保全・体験学習の場を整備。



しじん
キトラ古墳体験学習館 四神の館

●祝戸地区（7.4ha）

飛鳥古京や棚田を一望できる展望台などを整備。



園内に広がる棚田風景

【参考】国営飛鳥歴史公園館について

- 国営飛鳥歴史公園館は、飛鳥歴史公園5地区の案内や飛鳥地方の史跡及び歴史の紹介を行う飛鳥周遊の起点施設となっている。
- ジオラマを活用した展示等が利用者に好評であるが、施設の老朽化や来館者の減少がみられる。
- 令和5年3月に高松塚周辺地区再整備方針検討委員会を設置し、再整備方針を検討しているところ。



ジオラマを活用した案内展示



動画の視聴コーナー



飛鳥に関する歴史物語をわかりやすく解説する「飛鳥歴史アニメ」や、タッチパネルコンピュータで見る「飛鳥百景」などが視聴可能

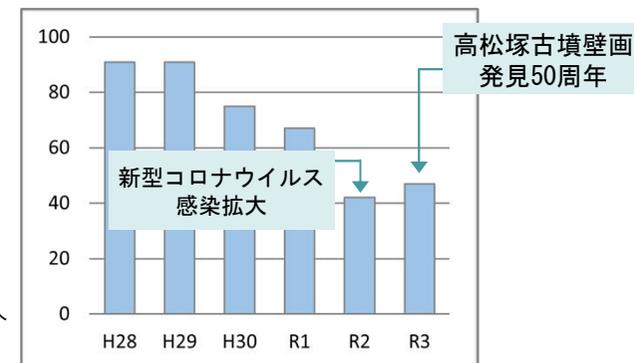


飛鳥歴史公園館の外観



休憩スペース

【来館者数の推移】



入園者数：千人